

人吉市農業委員会定例総会
(第1回)

令和5年1月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年1月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 1 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 2 号 事業計画変更承認申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 3 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 5 号 人吉市人・農地プラン検討委員会委員の推進について
日程第 6 議第 6 号 非農地判断の一部変更について
日程第 7 議第 7 号 人吉市農業委員会被服等貸与規定の制定について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簗 田 秀 彦

同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

農業委員	6番	中 嶽 修 平
推進委員	21番	迫 田 公 江

議事録署名農業委員	4番	林 主 一
議事録署名推進委員	19番	元 田 和 弘

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長	前 村 洋 宣
係 長	豊 永 英 紀
主 任	渕 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員	坂 井 正 子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は6番委員、21番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和5年第1回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に4番委員、19番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第1号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第1号 朗読

- （議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑がございまして、田が２５６㎡、畑が２，４１６㎡、合計の２，６７２㎡となっております。権利種別は３条の無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。譲渡人のお兄さんのほうが体調不良で耕作出来ないということで、譲受人に贈与をされるということでした。現地につきましては、位置図の１ページをご覧ください。自宅の前が栗や柿、梅が植栽されております。河川沿いの下にも栗と梅が植栽されております。一部の畑には何もありませんでしたが、今度、栗の苗を植栽されるということでございました。譲受人は新規就農者ということで、栗のほうを頑張りたいということでございました。以上、報告を終わります。皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（８番委員）調査の結果はどうだったのでしょうか。

○（１番委員）調査結果についてご報告をいたします。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番は該当しないということで判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）よろしいですか。質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。

日程第２・議第２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第２・議第２号 朗読

○（議長）１番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第2号、事業計画変更承認申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は230㎡です。当初計画者、承継者は記載のとおりです。当初の計画は個人住宅の建設でした。令和2年11月25日に許可が下りています。転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用を遂行することができない理由といたしましては、転用事業者の両親が広い中古物件を購入され、同居することとなったため、計画を断念したとのことでした。変更後の計画も個人住宅の建設です。承継者の方は、現在、家族5人で妻の実家に居住しています。令和2年7月豪雨災害にて、承継者の実母が住む家屋も被災し、現在も避難生活をしているため、これからの生活を考えたとき、実母と一緒に暮らせるマイホームの建設を決心されたそうです。土地の選定理由については、個人住宅を新設するにあたり、いくつかの土地の所有者と交渉をしまいましたが、なかなか話がまとまらず、諦めかけていたところ、知人からの紹介で、土地を譲っていただけることとなり、申請地として選定されたとのことでした。計画の概要については、隣接する通路も含めて事業計画面積は284.71㎡となります。続いて、給水、排水計画についてですが、給水については、公共の上水道を利用し、生活雑排水、汚水については、南側埋設の下水道に排水処理する。雨水については、敷地内浸透、自然浸透及び浸透枳にて処理するとのことでした。また、被害防除計画についてですが、周辺に農地はありませんが、造成中の被害防除方策及び完成後の被害防除方策について、諸問題等が出た場合、相手方と双方で対処しますとのことでした。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図2ページのとおりで、次に審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地区分は第3種農地です。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第3号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第３号 朗読

○（議長）１番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）議第３号、農地法第５条許可申請に対する１番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。なお、申請の内容につきましては、議第２号で報告したとおりとなりますので、簡単に説明をいたします。地目は畑、面積は２３０㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。実質審査表も議第２号で審議いただいた内容のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（１７番委員）私の考えの間違いかもしれませんが、議第２号と議第３号は議第３号の内容を先に審議をして、議第２号をその次にすべきではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○（事務局係長）議第２号で説明もあったかと思いますが、まず、令和２年１１月２５日に許可を受けている当初計画者から承継者に変更後計画の内容どおり承継出来るのかをお諮りし、審議の結果、承継が認められれば、再度、農地法第５条を申請しなければならないとなっておりますので、農地法第５条の許可申請はその後にくるという流れになります。今の順序で間違いはございません。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。

日程第４・議第４号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第４号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が2番は9番委員、3番は21番委員の親族、9番は2番委員、中-6・7・8番は1番委員、中-9番は4番委員、中-10番は4番委員と16番委員が役員を務める法人、中-11番は11番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和5年1月13日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が44,528㎡、「畑」が2,485㎡、合計の47,013㎡あがってきております。一番下の所有権移転については「田」が799㎡、「畑」はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が0件、公社売渡が1件、合計の1件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定状況一覧表になります。今回、新規が3件、再設定が6件、合計の9件あがってきております。番号1の使用貸借権については、同じ申請書で新規と再設定が混同して記入してありましたが、新規扱いとしております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。次に4ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。これまで3ページの利用権設定等状況一覧表の中に入れ込んでいたところですが、前回から農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が24,274㎡、「畑」が0㎡、合計の24,274㎡になります。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。9時57分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （9番委員）1番についてですが、親子関係で使用貸借することに何ら問題はないのですが、現状が全く耕作をされておられません。耕作放棄地の状態であります。24番委員から話があり、一緒に現地確認を行いました、ハウスの中にも全く耕作された形跡がありません。そのような状況に見受けられましたが、このような場合は、どのような指導をした方がいいのでしょうか。
- （事務局長）今の件につきましては、農業振興課でも注視している案件でございますので、そこの指導については私どもから随時、農作業の適切な作業等の実施については農業振興課から指導していくということでご理解をいただければと思います。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （5番委員）私も1番についてですが、この地区が中山間地域の補助金関係の対象地区に入っております。この農地はやはり耕作放棄地のような状態になっています。借受人は新規就農者であり、農業振興課、または農業委員会が指導する対象になっている方だと思います。なかなか管理が行き届いておらず、作付等に関しても考えられない様な作付けをされます。中山間も関係するので、もちろん地元からもある程度は言いましたが、右から左に話が流され、なかなか改善はされませんでした。新規就農から5年ほど経ちますが、5年を過ぎたということで新規就農と認めるか認めないかの判断も難しく、これで就農者と言えるのかと思ってしまう。厳しく指導していただけるようお願いします。
- （議長）今、言われたように農業委員会も関わりがありますので、農業委員会としては適切な管理などの指導をしてもらえるようお願いします。
ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

2番、3番、9番、中-6・7・8番、中-9番、中-10番、中-11番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の2番、3番、9番、中-6・7・8番、中-9番、中-10番、中-11番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第5号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第5・議第5号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局係長）事務局から説明をさせていただきます。お手元にお配りしている資料の右上に人経農第1007号と書いてある資料をご覧ください。農業委員会に農業振興課から1月10日付けで人吉市人・農地プラン検討委員会委員の推薦についてということで依頼を受けております。前回、人・農地プランの検討委員会の設置に伴いまして、7番委員と8番委員に令和4年2月末まで務めていただいております。今回、新たに人・農地プランの検討委員会の設置に伴いまして推薦をいただきたいとのことで、よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。質疑はありますか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、どなたか代表して出ていただけませんか。

こちらからお願いをしてもよろしいでしょうか。前回、7番委員と8番委員の2名が農業委員会から人・農地プラン検討委員会の委員として出ていただいております。期間も7月までとなっており、内容を理解していただいている人がいいのではないかと

と思いますので、7番委員と8番委員を農業委員会の代表として推薦をしたいと思います。お二人はいかがでしょうか。

(7番委員と8番委員から同意あり)

○(議長) それでは、採決いたします。

7番委員と8番委員を農業委員会の代表として推薦することについてご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第6号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○(事務局係長) 日程第6・議第6号 朗読

○(議長) それでは、事務局の説明をお願いします。

○(事務局 坂井) 議第6号、非農地判断の一部変更についてご説明いたします。令和4年12月26日総会にて、令和4年度の非農地判断をした459筆、約280通を郵送いたしました。そのことについて所有者からご意見がございまして、今回、この3筆について2名の方から非農地判断を取り消して欲しいとの申し出がございました。上の2筆については耕作を再開するという連絡がございました。一番下の筆については農地として管理をするので農地として残して欲しいという強い意志がございましたので、今回、提案させていただいております。以上です。

○(議長) ありがとうございます。報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

非農地判断の一部変更についてご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第7・議第7号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第7・議第7号 朗読

○（議長）事務局の説明をお願いします。

○（事務局長）それでは、本件について私の方から説明をさせていただきます。本件については、10月総会後のその他協議報告事項で事前にお話をさせていただいたものになります。復習をいたしますと、これまであった各部署のこのような被服等貸与規定は期間満了後等について無償譲渡ということで規定をされているところがほとんどでございましたが、監査指摘もございまして、貸与期間を過ぎた被服等は無償譲渡していたというものを今後は、全てにおいて返還をしていただくところのご審議になります。ただし、貸与期間についてはそれぞれ適宜決めることができ、貸与期間が経過したあとも市より貸与されるものについては、引き続き使用ができるというような方針となっております。要するに次の人が必ず着なければならないということでもございません。それぞれ作り直すことは出来ます。当然、サイズ等が違うこともございますので、そういった運用については認められているということでございます。

お手元の人吉市農業委員会被服等貸与規定（案）をご覧くださいと思います。前回是一部改正と私の方からお話をさせていただきましたが、総務の方からの指示で全部を改正させていただく形を取らせていただきます。ただし、主に変わる部分については、第2条をご覧ください。「貸与される被服等（以下「貸与品」という。）の品名及び数量は別表のとおりとし、貸与期間は委員等の任期とする。ただし、再任された場合の貸与期間は別に定める。」というところで、裏面をご覧くださいと思います。別表でこれまで作業服上下、数量1としていましたが、今回、作業服上下、また盛夏作業服上下を1というところで規定をさせていただくこととしております。それから表面に戻っていただきまして、第5条をご覧ください。「委員等は、その任期が満了したとき、又は辞職その他事由により委員等でなくなったときは、速やかに貸与品を返納しなければならない。」というところが主な改正点になります。他の条文についてはそのまま移行しているということでございます。ちなみに他の部署の状況を改めてお話をさせていただきたいと思います。今回、規定改正の方向であるのは本農業委員会の案件も含めまして8つございます。防災課が所管しております私どもの市職員の防災服、それと復興支援課が担当しております駅前のMOZOCAステーション職員のポロシャツと帽子、ジャンパー、農林整備課が所管しております緑の少年団の団服、商工観光課が所管しておりますまち・ひと・しごと職員のくまりばに居ります職員のユニホーム、学校教育課が所管しておりますこども保安官のジャンパー、農業委員会は今、私の話のとおりでございます。防災課が所管しております消防団員の防災

服、制服、活動服、防災着、ヘルメット、安全靴、それから議会事務局が所管しております議員の皆様の防災服ということになっております。改正不要である案件は1件でございます、地域コミュニティ課が所管しております交通指導員の皆様の制服については既に返還という規定になっておりますので、改正不要ということでございます。あと、高齢者支援課が所管しております介護調査員の調査員服、保健センターが所管しております保健センター職員の訪問着、上水道課が所管しております上水道課職員の作業服については廃止というようなところで制定をされました。ご参考までにお話をさせていただきたいと思います。以上、本案件についてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。質疑はありませんか。

○（17番委員）作業服の中には帽子も含まれるということでしょうか。

○（議長）帽子も含まれます。ほかに質疑はありませんか。

○（事務局長）帽子もあるということでしたので、帽子も当然他の部署にも入っております。別表に帽子一つと入れるのかどうかを私のほうから総務課へ確認させていただいて、入れないといけないということであれば、そのように変更させていただいて、このように改正をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○（議長）返却についてですが、委員になって任期が終わるまでということであれば、1期3年以上される方もいらっしゃいます。この作業服と同様に帽子も変わっていく状況ではないということであれば、報告の際に1期3年で終わる、交代という状況ではないことを把握して報告していただければと思います。12年持ってらっしゃる、15年持ってらっしゃる方、帽子もあるわけです。

○（事務局長）今の会長のご意見ですけれども、それぞれ例えば3年とかではなく、これまでのご尽力いただいた期間について対応されているとのお話しがございましたけれども、おそらくこの規則の中にございます一番下になりますが、経過措置として「この規定の施行の際、現に貸与されている貸与品は、第2条の規定により貸与されたものとみなす。」というところがございますので、これに帽子も公費で購入して貸与されたものとみなされれば、先ほどご質問があったように当然、表の中に入れ込んでいくことになるかと考えておりますが、そのことについてもしっかりと確認させていただい

ればと思います。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （８番委員）クリーニングしてから返さなければならないでしょうか。処分してしまったものもあります。返却するとなると相当な数になるかと思います。
- （事務局長）以前のものに関しましては返却不要になるかと思います。次の使用には耐えられないということになるかと思われます。
- （事務局 坂井）以前の物についても備品として廃棄となっております。これからの物については返還になります。
- （事務局長）これまで貸与された古い物については、備品から削除をしているそうです。廃棄処分をしているそうですので、今回、皆さんが着用されている物、現にお持ちの物、あと帽子になってくるかと考えております。以上です。
- （８番委員）バッジについても返還になるのでしょうか。
- （事務局長）バッジについては公選された証拠の物でございますので、そこまでを求めるものではありません。
- （議長）今のところ貸与品として作業服上下と夏用の作業服上下、帽子と考えていただければと思います。違う用途で利用される可能性もありますので、今は何も入っておりませんが、今後については人吉市農業委員会と入れる予定です。
ほかに質疑はありませんか。
- （事務局長）そもそもの質問のクリーニングについてですが、私の経験上、お願いにはなりますが、私が消防団をしていたときに、消防団服を返納したときには一応クリーニングをして返納をさせていただいた経験がございます。出来ましたらお願いではございますが、そのようにしていただければ非常にありがたいと思います。よろしくお願いいたします。
- （議長）他の部署についても統一して全部クリーニングして返却というような表現をしていただきたいと思います。農業委員会だけクリーニングをして他のところはそのまま返すということは少し可笑しいと思います。その点については提案をしたいと思

ます。

- （事務局長）会長からご提案いただきましたが、私も先ほど申し上げましたが、他部署においてもこのように同様な規定を制定させていただくというところで、今のところは発言の訂正をさせていただいて、他部署がどのように対応をするのかを含めて統一した内容でさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおりご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたします。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和５年度第１回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時１５分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員